

2月22日 きょうは行政書士記念日です

遺言・相続や起業、交通事故、国際結婚、介護など、生活に関するあらゆる事柄を、法律面からサポートしてくれる専門家・行政書士。その存在と仕事内容を広く知ってもらおうと、日本行政書士会連合会は、今年から2月22日を「行政書士記念日」に定めた。1951(昭和26)年、行政書士法が誕生した日に由来する。行政と県民の懸け橋役となるその仕事について紹介しよう。



10月1日の「法の日」には毎年、臨時に無料相談コーナーを設け、行政書士会の会員が市民の相談に応じている(神戸市内)

行政手続き申請 幅広い守備範囲

行政書士は、行政手続の専門家。役所に出す書類の代理作成や申請を行うフロアだが、相談だけでも気軽に応じてくれる。都市部だけでなく、小さな町にも必ずいる(ことから、まちな法律家とも呼ばれ、頼りになる存在だ)。

取り扱いは、建設業や各種店舗の営業許可、法人設立、外国人の在留申請や帰化手続き、著作権の登録、土地利用など幅広い。遺言・相続、自動車の登録や車庫証明、クリーニングオフ、交通事故の保険請求など、身近な書類作成や手続きも守備範囲だ。トラブルの予防でも活躍している。もめてこが

県民と行政の懸け橋役

こじれると裁判になり弁護士との管轄となるが、その前段階で行政書士に書類を整えてもらえば、事前に解決できる(ことも)。行政書士が裁判外紛争解決手続(ADR)にかかわることができると、法律も制定された。

「困ったことがあれば、身近にいる行政書士に気軽に相談して」と話す 県行政書士会の東本國弘会長(神戸市中央区、県行政書士会事務局)



あなたの街の法律家

兵庫県行政書士会 東本國弘会長に聞く

行政書士法が一部改正されました。「長年の働きかけにより、官公署に提出する書類に関して、条件付きですが、随問・弁明の代理権が明文化されました。簡単に言うと、顧客の言い分を代理で官公署に伝えることができるので、今まで以上に県民のみさんの力になれると思います」

電子申請システムへの取り組みは、「官公署の窓口に行かなくても、自宅や職場のパソコンから各種申請ができて便利なのですが、利用者はまだ少数。利用者のサポートをする一方で、システムの改善を自治体に提言するなど密接に連携し、よりの使いやすさを普及させようという活動中です」

責任の重く、職業倫理磨いて

「権利が広がったわけですが、同時に責任も重くなりました。県民の権利を守り、信頼される法律の専門家として、法令順守はもちろん、会員一人ひとりが研ぎさんに努めていかねばなりません。コンプライアンス推進に向けた組織作りをし、職業倫理を高める取り組みにも力を入れていきます」

五十七年前の今日、行政書士法が制定されました。以来、行政書士の皆さまは、県民と行政の間に役として活躍されてきました。長年わたって「尽力に感謝します」。

近年、グローバル化や情報通信技術の進展などにより、活動の範囲が広がる一方、暮らしを脅かす出来事が増加しています。安全・安心な社会を

兵庫県知事 井戸 敏三



表現するのには、関連法令や制度を適切に運用する

とでも、トラブルを初期の段階で解決していくことが大切です。そして、行政手続をまよりの豊富な経験と専門的知

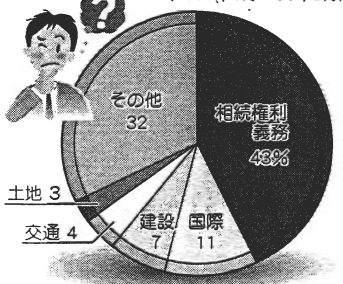
識を有する行政書士への期待が大きくなっています。先月、行政書士法が改正され、許認可などにかかわる随問・弁明の代理権が明記されました。また昨年には、法律的な紛争の簡易、迅速、安価な解決をめざし、「裁判外紛争解決(ADR)制度」が始まり、法務大臣の認証を受けた者が和解の仲介業務が行えるようになった。今後とも、県民の頼れる存在として、暮らしや社会活動を支える多様な活動を展開されることを期待しています。

組織の規模、特徴は、「兵庫県行政書士会の会員数は、約千六百四十人。全国で六番目の規模を誇り、県内に十支部あります。神戸内から日本海側まで多様な地域性があり、取り扱いは業務も多種多様。外国人が多く、入国管理や在留許可関連の業務が多いのも特徴です」

会員には得意分野があるので、特別研修を受けて「申請のエキスパートになった」

市民相談センター相談内容

(2007年4月～08年1月)



3月15日に市民講座「相続対策」テーマに

市民講座「困らないための相続対策」(兵庫県行政書士会主催)が、3月15日午後2時から、神戸市産業振興センター(神戸・ハーバーランド)で開催される。講師は、神戸公証人センター公証人の石原周一さんと、税理士で行政書士の門田安正さん。定員90人(先着順)。参加無料。

兵庫県行政書士会市民相談センター無料相談

概要 相続・土地・国籍・契約・交通事故・許認可・その他の悩みや疑問に行政書士が答える

受付専用 ☎078・361・1399

相談方法 電話または面談

相談日・内容

- ▷毎月第2火曜日＝交通事故の保険金請求手続き
- ▷毎月第4火曜日＝入管手続き・帰化申請など外国人関係
- *相続・契約、その他全般は共通。時間はいずれも午後1～4時

場所 兵庫県行政書士会事務局 神戸市中央区栄町通5の2の16、イトーピア栄町通ビル

面接相談、市民講座の申し込み・問い合わせは、同会事務局 ☎078・371・6361、ファクス078・371・4715。詳細は、<http://www.hyogokai.or.jp/>

法改正で顧客の言い分代理(伝達) 近年ニースの高い著作権・知的財産に詳しくあったり、税理士の資格を合わせ持っているなど、それぞれ得意分野を持つて活躍しています。行政書士会は総合窓口のような存在。相談内容にさまざまな会員や、時には弁護士さんら他分野の専門家も紹介できるので、まずは気軽に声をかけてください」